

経税部だより

医院経営と税務対策 ①

税理士 清家 裕

税理士として、多くの開業医の先生方の税務相談・税務申告・税務調査などの税務対策に携わってきました。「失敗しない医院経営」のためにも、税務対策はとても重要です。

2回にわたって、税務対策を考えるための私なりの基本点を述べていきます。

1. 開業前の税務対策

(1) 税理士などのアドバイザーの確保

開業とは医院を経営することです。経営とは「人・物・金」をどうするのか、「人・物・金」をどう上手に運用するのかの問題です。経営が破綻しないように適正な利益が生み出せるように考え、診療行為を行わなければなりません。医院経営を取り巻く経営環境が、殊のほか厳しくなっています。「人・物・金」の対策には、常に税務対策が付きまといま

す。税務対策には、専門知識を持っている専門家の支援が必要でしょう。専門家として開業医の指導経験がある税理士や、開業医の団体である保険医協会などをお勧めします。税理士は開業後も、税務申告などで恒常的に必要となります。保険医協会は「人・物・金」の全てに渡って、医院経営の情報・ノウハウのシンクタンク的存在です。信頼できるこれらの専門家とは、長く付き合うことが大事です。なぜなら、先生の医院経営を熟知しなければ、十分なアドバイスができないからです。

開業を決めた時にまずやらなければならないことは、信頼できる専門家に相談してアドバイスを受けながら、「人・物・金」の開業諸準備を進めて行くことです。数年前、関与先の先生からご紹介があり、開業3ヵ月前の先生から税理士関与の依頼がありました。話をお聞きしていると、開業場所も決まり、医療機器の購入も決まり、スタッフの募集を考え出しておられました。しかし、資金調達がいまだ定まっていなことがわかり、早速保険医協会に相談して大慌てで最適な資金調達を実現したことがあります。開業直前や開業後に税理士を依頼される先生がおられますが、「思い立ったが吉日」で早期に相談することをお勧めします。

(2) 開業のための準備費用

通常、開業を決めてから半年から1年後に開業するのが普通でしょう。この間に医院を開業するためいろいろな支出が発生します。この支出は開業後の事業所得(総収入金額ー必要経費)の必要経費などになります。支出の内容によって、繰延資産として償却費を必要経費にするもの(図表①参照)、減価償却資産として償却費を必要経費にするもの、資産として計上する必要経費にならないものなどがあります。

支出に関し相手側からもらう請求書、領収書、計算書、契約書などはキッチリ保存し、できれば支出記録明細書を時系列で作成されることをお勧めします。全

図表① 繰延資産とその償却費

区分	開業費	団体等加入金
内容	開業時までの借入金の利息(資産取得の借入金は、資産取得価格に含める) 開業祝賀会、開院挨拶状に要した費用、開業までの家賃、旅費、交通費、印刷費、交際費、広告宣伝費他	歯科医師会の入会金
償却期間・方法	5年(60ヵ月)の均等償却または任意償却	5年(60ヵ月)の均等償却

ての支出は領収書をもってください。万が一、領収書がもらえなかった支出はメモを残してください。必要経費になるものを漏らせば、負担しなくてもよい税金を負担することになります。これは「失敗しない医院経営」の税務対策の基本です。

(3) 申告書作成のための記帳準備

開業後は開業届などの書類を所轄税務署に提出します。提出書類で重要なのが「青色申告承認申請書」を提出するかどうかです。開業の年から青色申告を選択したい場合は、開業後2ヵ月以内にこの書類を提出しなければなりません。提出する前に、青色申告を選択するかどうかの判断が要ります。青色申告は先生にとって税負担はどうか、事務負担はどうか、税理士報酬の多寡はどうかのかなど、その辺が判断のポイントになります。

青色申告の特典を利用すれば、白色申告より税負担がどれくらい軽くなるのかの大まかな試算が必要です。その際、社会保険診療収入に対する租税特別措置法26条(「概算経費」)の適用が可能であれば、その適用も含めて有利不利を検討します。青色申告に伴う記帳の負担が、白色申告よりどれくらい重くなるのかも考えなければなりません。

2015年1月1日からすべての白色申告者に記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。税理士に依頼して税務申告の手続きをするのかどうか、その場合に仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿の記帳まで依頼するのかどうか、このことも考えなければなりません。最近では会計ソフトを使って、先生サイドで記帳されるケースも増えてきています。税理士への仕事の依頼内容によって、税理士報酬も変わってきます。白色申告か青色申告か、税理士に依頼するのかしないのか、依頼する場合には記帳まで依頼するのか、この判断も税務対策に欠かせません。

2. 開業後の税務対策

(1) 院長の税務

開業すれば、毎日の記帳、月次単位での試算表作成、決算業務、申告書作成、これらが先生の事業所得を計算するための年間のルーティン業務になります。この一連の業務は常にこの取引は課税か非課税か、課税の特例があるのかないのかの税務判断が伴います。適正な判断を誤れば、税金を払いすぎたり払い足りなかったりします。税務調査で誤りが発見され、払った税金が少なければ税務職員は追徴します。しかし、払った税金が多ければ税務職員は誤りを指摘するだけで帰ってしまいます。税金を返してもらう手続きは、先生自らがしなければなりません。

数年前、税理士が関与していない先生が相談にいられました。「税務調査を受けていたのですが、税務職員が税金の払い過ぎを見つけ指摘しただけで、「これで税務調査は終わります」といって帰ってしまった。税金を返してもらう手続きをしてもらえませんか。」との依頼でした。確かに払い過ぎになっていたのに、更正の請求書と嘆願書を提出して税金の還付を受けました。このように、税務署は税金を取り立てますが、税金を返すことはやってくれません。このようなケースがありますので、払いすぎのないようにくれぐれも注意が必要です。

追徴には過少申告加算税や延滞税が賦課されます。申告書の提出が申告期限から一日でも遅れた時は、無申告加算税や延滞税が賦課されます。申告期限は厳守しなければなりません。余分な負担をしないために、これも「失敗しない医院経営」の税務対策です。

必要経費にはなりませんが、小規模企業共済(図表②参照)や保険医年金などに加入して、リタイア時の退職金や老後の生活資金の確保を図れば、払込掛金が

図表② 小規模企業共済の共済金等の税法上の取り扱い

種類		税法上取り扱い	
共済金	死亡以外	一時払	退職所得
		分割払	公的年金等の雑所得
	死亡時	みなし相続財産(死亡時退職金)として相続税の課税対象	
準共済金		退職所得	
解約手当金	任意解約	65歳以上	退職所得
		65歳未満	一時所得
	任意解約以外	一時所得	

所得控除の対象になります。これらも課税関係を見定めながら、加入を検討すればよいでしょう。

また、院長の税務として、消費税の税務対策も考える必要があります。消費税の納税義務者に該当するかどうか、該当する場合には納税額の計算を本則課税とするのか簡易課税とするのか、これらを試算にもとづいて見極めなければなりません。

(2) スタッフの税務

スタッフや青色専従者に給与等を支給すれば、院長は源泉徴収義務者として源泉所得税を徴収し、税務署に納付する義務を負います。そのために、「給与支払事務所等の開設届出書」などを所轄税務署に提出します。また、スタッフなどから「扶養控除等申告書」などの提出を受け、給与等の源泉所得税の徴収・納付を行わなければなりません。年末には年末調整を行います。源泉所得税の納期限に遅れると不納付加算税が賦課されます。

税務調査で、スタッフを海外旅行に連れて行った場合などで一定の条件を逸脱していれば、現物給与を支給したとして、源泉所得税が課される場合があります。不納付加算税も賦課されます。スタッフの税務も間違えば、スタッフとのトラブルや余分な税負担をしなければならなくなりますので、「失敗しない医院経営」の税務対策として重要です。

(3) 医療法人成りの検討

開業後、順調に収入が増え事業所得も大きくなると、節税対策として医療法人化を検討することになります。個人医院のままで行くのか、医療法人成りをするのか、結論は別としても検討しておいたほうがよいでしょう。

法人成りにはメリットもありデメリットもあります。税負担が軽くなるというメリットや資金繰りが楽になるというメリットなどがある反面、社会保険料の負担が重くなるデメリットや法人であるが故の制約を受けるデメリットなどがあります。医療法人成りについては、税負担だけの判断ではなくトータルの判断が必要です。医院経営にとって、極めて重要な税務対策です。

(4) MS法人併設の是非

MS法人とは、メディカルサービス法人のことです。個人医院や医療法人の節税対策の一つとして、別法人を設立し事業の一部を移管して節税する方法です。その別法人から人材の派遣や医薬品の仕入れ、医療機器のリースなどの取引をおこなって、利益の一部を移管する方法です。

この方法は経営の合理化のために実態の伴う場合はともかく、節税目的だけで実態のない形式だけのMS法人では税務調査で取引行為が否認され、返って税負担が増えることになります。MS法人のための出費も増え、そのうえ税負担が増えれば、何のためのMS法人なのかかわからなくなります。節税目的だけのMS法人は併設しない方がよいと考えます。

(つづく)